

2024 年 10 月 11 日

「情報処理安全確保支援士特定講習」 募集等要領

経済産業省 商務情報政策局
サイバーセキュリティ課

目次

1	はじめに.....	1
2	情報処理安全確保支援士の制度の概要.....	1
3	特定講習の目的.....	2
4	特定講習の募集にかかる留意事項等.....	3
4-1	特定講習の基準.....	3
4-2	特定講習の応募にあたっての留意事項.....	4
(1)	特定講習の内容及び時間数.....	4
(2)	講習の形態.....	6
(3)	講習の成果に係る評価.....	7
(4)	講師.....	8
(5)	講師補助者の配置.....	9
(6)	講習に使用する教材.....	9
(7)	講習実施計画.....	10
(8)	事業遂行能力.....	11
(9)	実施状況等の報告.....	14
(10)	受講対象者.....	14
(11)	その他.....	14
5	応募に必要な手続.....	15
5-1	応募に係る手続等.....	15
6	特定講習の対象期間中の手続、対象からの取消等.....	15
6-1	対象期間.....	15
6-2	変更等の届け出.....	15
6-3	対象からの取消し等.....	16
7	特定講習に関する情報発信.....	17
(参考1)	参照条文.....	17
(参考2)	応募様式等.....	18
《別表1》		19
《別表2》		20

【本募集等要領に関するお問い合わせ先】

経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課

電話：03-3501-1511（内線 3964）

メール：bzl-tokutei-inf@meti.go.jp

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

1 はじめに

情報処理安全確保支援士（以下「登録セキスぺ」という。）は、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 26 条により、講習の受講義務があります。

特定講習は、同法第 26 条において、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が行うサイバーセキュリティに関する講習と同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるものとしています。これを受けて、情報処理の促進に関する法律施行規則（平成 28 年経済産業省令第 102 号、以下「規則」という。）第 34 条第 2 項において、特定講習は、同項に掲げる基準のいずれにも該当する講習として経済産業大臣が定めるとしています。

経済産業大臣が特定講習を定めるに当たり、特定講習の基準のいずれにも該当する講習を募集します。本募集等要領は、この応募に必要となる手続等についてお知らせするものです。

○情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）

（受講義務）

第二十六条 情報処理安全確保支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習（第二十八条において「機構の講習」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるもの（同条において「特定講習」という。）を受けなければならない。

○情報処理の促進に関する法律施行規則（平成 28 年経済産業省令第 102 号）

（講習）

第 34 条第 2 項

特定講習は、次の各号のいずれにも該当する講習として経済産業大臣が定めるものとする。

一 ～ 十 （略）

2 情報処理安全確保支援士の制度の概要

登録セキスぺは、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号、以下「法」という。）に基づく、サイバーセキュリティの確保を支援するために、サイバーセキュリティに係る最新の知識・技能を備えた専門人材の国家資格です。

サイバーセキュリティ上のリスクに対応するためには、最新の知識・技能の維持、向上が不可欠であることから、登録セキスぺには、講習の受講が義務付けられています。

また、令和 2 年 5 月の制度改正により、サイバーセキュリティに関する最新の知識・技能を確実に担保できるように、登録に 3 年間の有効期限を設け、義務講習を受講した者のみ更新を認める登録の更新制を導入しました。併せて、今般の募集対象である特定講習を義務講習の対象に追加しました。

これを受け、登録セキスぺは、次の 2 種類の講習を受講する必要があります。

①最新のサイバーセキュリティに関する知識・技能及び遵守すべき倫理などの修得を目的としたオンライン講習（毎年 1 回受講）

②知識・技能の実践的な活用力などの修得を目的とし、グループ討議や実機演習等を含んだ、IPAが行う実践講習又は民間事業者等が行う特定講習（いずれかを 3 年に 1 回受講）

(専門性) ↑	IPAが行う 実践講習	民間事業者等 が行う 特定講習	・ IPAが行う 実践講習 ・ 民間事業者等が行う 特定講習	知識・技能の実践的な活用力などの習得を 目的とし、グループ討議や実機演習などを 含む講習（3年に1回受講）
	IPAが行う オンライン講習		・ IPAが行う オンライン講習	最新のサイバーセキュリティに関する知 識・技能及び遵守すべき倫理などの習得 を目的とした講習（毎年1回受講）
	(知識・技能の範囲) →			

3 特定講習の目的

DX（デジタルトランスフォーメーション）は、適切なセキュリティ対策とセットで推進する必要があり、そこでサイバーセキュリティの専門家として必要とされている人材には、専門分野に関する知識・技能を有するのみならず、これを実践的に活用でき、かつ、様々なステークホルダーとコミュニケーションや技術的調整などを図れる人材が求められています。

このような中、登録セキスペ制度は、登録セキスペが義務講習や業務経験などを通じて、次のいずれかの人材を目指せる制度とすることを目標としています。

①企業等の内部に1人は置かれるべき人材

②企業等の外部から専門的なセキュリティ対策を実施できる人材

特定講習は、この目指すべき人材像を踏まえ、個々の登録セキスペが目指すキャリアパスに応じて、受講したい分野を選択できるようにし、この分野に関連する知識・技能の実践的な活用力を修得することを目的としています。

4 特定講習の募集にかかる留意事項等

4-1 特定講習の基準

特定講習は、法第 26 条において、IPAが行う講習と同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるものとしています。規則第 34 条第 2 項において、特定講習の基準が、次の通り定められています。

規則第 34 条第 2 項

特定講習は、次の各号のいずれにも該当する講習として経済産業大臣が定めるものとする。

- 一 第二条第一項第二号及び第三号に掲げる支援士試験*の科目（以下この項において単に「科目」という。）に係る内容を行うものとし、特定講習の総時間数は、六時間以上とすること。
- 二 半分以上の内容を実習、実技、演習又は発表その他実践的な方法により行うこと。
- 三 修得することが求められる知識又は技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこと。
- 四 講師は、科目について効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者であること。
- 五 実習、実技、演習又は発表その他実践的な方法による特定講習にあつては、前号の講師のほか、特定講習の実施に必要な人数の講師の補助者を配置すること。
- 六 科目に応じた適切な内容の教材を用いること。
- 七 特定講習を実施する者の職員、特定講習の実施の方法その他の事項についての特定講習の実施に関する計画が特定講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 八 特定講習を実施する者が前号の当該講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 九 特定講習を実施する者が当該講習の実施状況について、経済産業大臣（機構が登録事務を行う場合にあっては、機構。）に報告する体制を有すること。
- 十 特定講習を受ける者に、当該講習を実施する者、その関係者が雇用する者又は当該講習を実施する者若しくはその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。

*支援士試験：情報処理安全確保支援士試験
規則第 2 条にて定義

4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項

特定講習は、応募された講習の中から対象となるものを定めます。

特定講習の応募にあたり、上記、「4-1 特定講習の基準」を満たしていることが必要です。次に示す(1)～(10)及び(11)の留意事項を確認の上、応募してください。

(1) 特定講習の内容及び時間数

規則第34条第2項

一 第二条第一項第二号及び第三号に掲げる支援士試験の科目（以下この項において単に「科目」という。）に係る内容を行うものとし、特定講習の総時間数は、六時間以上とすること。

(1)-1 特定講習の範囲、時間

登録セキスペは、サイバーセキュリティに係る最新の知識・技能を備えた専門人材の国家資格であることから、特定講習で実施する講習は、専門的な知識・技能に関するものである。このため、特定講習は「ITスキル標準レベル4相当」とし、受講者が受講したい内容の講習を選択できるように分野を明示すること。また、講習の総時間として6時間以上実施する内容であること。

< ITスキル標準レベル4相当 >

登録セキスペとして、自らのスキルを活用することによって、独力で業務上の課題の発見と解決をリードするとともに、後進育成にも貢献できるレベルであり、登録セキスペが次のいずれかの人材像を目指す講習であること。

[登録セキスペが目指すべき人材像]

①企業等の内部に1人は置かれるべき人材

企業等において、経営層、IT部門、事業部門、管理部門等とのコミュニケーションや、IT/セキュリティベンダー企業との技術的調整を通じて、実施すべきセキュリティ対策を必要十分な水準で実現する人材。

②企業等の外部から専門的なセキュリティ対策を実施できる人材

企業の外部等から、セキュリティコンサル（中小企業等支援を含む）、脆弱性診断、セキュリティ監視、セキュリティ監査等の専門的なセキュリティ対策を実施することができる人材。

<対象分野>

特定講習は、上記の登録セキスペが目指すべき人材像を踏まえ、個々の登録セキスペが目指すキャリアパスに応じて、受講したい分野を選択できるようにする。このため、講習の到達目標、修得できる知識・技能を具体的かつ明確に設定し、別表1の「ITSS+（セキュリティ領域）分野」から該当する分野を選択すること。

※ITSS+（セキュリティ領域）の詳細は、IPAのホームページを参照

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/plus-it-ui/itssplus/security.html>

【ポイント】

- ・別表1のITS+（セキュリティ領域）のどの分野に該当するか、「ITS標準レベル4相当」となっているか等について、シラバスや教材等を用いて明らかに示すこと。

(1)-2 講習対象科目

- ・特定講習は、登録セキスぺの知識・技能の継続的な維持・向上を図り、実践的な活用力を修得できるものであることが必要なため、特定講習が対象とする科目は、「情報処理安全確保支援士試験」の出題分野の内容を含むこととし、対象科目は、次のとおりとする。
 1. 情報セキュリティマネジメントの推進又は支援に関すること
 2. 情報システムの企画・設計・開発・運用でのセキュリティ確保の推進又は支援に関すること
 3. 情報及び情報システムの利用におけるセキュリティ対策の適用の推進又は支援に関すること
 4. 情報セキュリティインシデント管理の推進又は支援に関すること
- ・対象科目は、(1)-1で選択したITS+（セキュリティ領域）の分野に関連する科目を含むこと。ただし、講習の目的に応じ、対象科目以外も含めてかまわない。「ITS+（セキュリティ領域）の分野」と、上記1.～4.の対応は、別表1のとおりとする。
- ・対象科目詳細は、別表2のとおりとする。
- ・各科目の中の複数項目を含む内容であれば、1科目のみの講習でも可とする。
ただし、（※1）を付している1-7、3-3、3-7、3-8、3-9、3-11は、同科目の中の他の項目と組み合わせる実施すること。

【ポイント】

- ・応募するカリキュラムと別表2との対応を示すこと。

(1)-3 修得が可能な知識及び技能の公表

特定講習は、個々の登録セキスぺが目指すキャリアパスに応じて、受講したい分野を選択できるようにすることが必要であるため、講習が対象とする分野を公表すること。

【ポイント】

- ・特定講習の目的や、受講者が修了時に修得できる知識・技能について、ホームページやパンフレット等で広く公表することが必要であるため、公表予定内容、公表予定先を示すこと。
- ・また、目指すべき人材像、分野に応じ、一定の専門的知識や実務経験等が前提となることが想定される。そのため、受講にあたって必要となる前提知識等がある場合には、これについても受講者にも分かりやすい形で公表することが必要であるため、公表予定内容、公表予定先を示すこと。

(1)-4 講習の評価

講習を実施する者が当該講習の評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

特定講習の対象となる講習の質を担保し、受講者の知識・技能の維持向上をより確実なものとするためには、当該講習の修了時点で、受講者による講習内容に関する評価を実施することにより、受講者の満足度や改善点を把握し、必要に応じて改善を行うといったPDCAサイクルが重要となる。そのため、特定講習においては、修了時のアンケート調査を実施することが必要である。

なお、特定講習の評価に関して、次の事項をすべて満たしていることが必要である。

- (ア) 当該講習の修了時に、受講者に対して満足度や改善点に関するアンケート調査等を実施すること
- (イ) (ア)の調査結果を踏まえて、講習の内容や方法、受講環境等についての検証を行い、必要に応じて改善を行う検証体制や品質管理体制等を有すること

【ポイント】

- ・ アンケート調査等の調査項目については、経済産業省が含めるべき調査項目を示した場合には、これを含めること。
- ・ 応募時に、当該講習に関する満足度（講習の目的、スキルの修得状況、目標への到達度など）や講師に対する評価等が分かる直近のアンケート結果等を示すこと。

(2) 講習の形態

規則第34条第2項

二 半分以上の内容を実習、実技、演習又は発表その他実践的な方法により行うこと。

個々の登録セキスベが、業務において活躍するためには、これに必要となる知識・技能を実践的に活用できる能力を修得することが必要である。このため、特定講習の半分以上の内容を、実習、実技、演習又は発表その他実践的な方法により行うことが必要である。

実践的に活用できる能力を修得するためには、座学や定められた手順に沿って実施する演習等による知識の修得だけではなく、次のような内容等が含まれていることが必要である。

- (ア) セキュリティ領域の専門家やその他の有識者から実践的な手法やノウハウ等を学ぶ機会等を設けること
- (イ) 受講者同士のディスカッション等を通じて、課題等を自ら考える機会を設けること
- (ウ) 受講者が、修得した知識、技術及び技能の一部又は全部について、実際に試行・実践する機会を設けること

【ポイント】

- ・「半分以上の内容を実習、実技、演習又は発表その他実践的な方法により行う」とは、応募する講習を構成するカリキュラム項目の総数のうち、実習等を含むカリキュラムの項目数が、半分以上を占めることを指す。
- ・「実習、実技、演習又は発表その他実践的な方法」とは、双方向又は多方向に行われる次のような実施方法をいう。
 - ① 疑似環境を用いた実習、実技、演習等
 - ② プレゼンテーション等の受講者側からの発表
 - ③ ディスカッション、グループワーク、ワークショップ等の手法
- ・講習は、eラーニングやWeb会議システム等を用いた非集合形式の実施形態（以下、「リモート形式での講習」という。）、もしくは、上記①から③を含む内容とするために集合形式で実施することも可とする。
- ・標準学習時間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握が必要である。また、受講進捗状況をきめ細かに管理し、受講のつまずき・停滞をリアルタイムで検知するなど、的確なフォローアップが必要である。

(3) 講習の成果に係る評価

規則第34条第2項

三 修得することが求められる知識又は技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこと。

登録セキスぺの義務講習は、知識・技能の継続的な維持・向上を図ることを目的とするため、受講者が講習を受けた結果、講習の到達目標に達しているかについて、適切な修了評価を行うことが必要である。

修了評価は、次の事項を満たしていることが必要である。

- (ア) 修了テストや成果発表など、各受講者に対する講習の効果を把握するプロセスが、講習の一環として含まれていること
 - (イ) (ア)のプロセスにおける、修了テストや成果発表などの方法は、各受講者の目標に対する到達度や知識及び技能の伸長の程度を把握し、当該講習の効果を明らかにすることができる内容であること
 - (ウ) 修了認定の基準が明確であり、社会通念上の常識的範囲を逸脱しないものであること
- 上記の修了評価を行い、講習を修了したと認められる受講者に対して、修了証を交付する。

【ポイント】

- ・ 特定講習では、適切な修了評価を実施することが必要となるため、当該講習の内容や目標とするレベル（到達目標）のほか、修了評価の認定基準やプロセスについて、受講者に分かりやすい形で公表することが必要である。また、修了評価のプロセス等については、受講開始前に、受講者に対して十分な説明を行うことが必要である。修了判定について、公表予定内容、公表予定先もあわせて示すこと。
- ・ 修了評価の基準は、受講者の目標を明確にし、受講者との間に齟齬が生じないように、修了判定・試験の可否など、客観的な材料に基づいていることが必要である。また、修了判定においては、客観的な材料に基づいた基準のほか、講習に対する能動的な姿勢や真摯な受講態度、出席状況などを鑑みて総合的に判断すること。
- ・ 修了証については、書面又はデジタルバッジなど改竄が困難な方式によるデータによって交付することが必要である。

(4) 講師

規則第 34 条第 2 項

四 講師は、科目について効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者であること。

講師は、「(1)-2 講習対象科目」示す特定講習の対象科目について熟知するとともに実務経験を有し、かつ、講師として日本国内での豊富な実績を保有していることが必要である。また、(8)-4 に示す欠格事由のいずれかに該当するなど、当該講習の講師として明らかに不適格でないことが必要である。

＜特定講習の対象科目について熟知するとともに実務経験を有する＞

次のようなものを指す。

- (ア) 情報処理安全確保支援士であること、または同等の能力を有するものであること
- (イ) 特定講習の対象科目に関する実務経験を有し、講習内容に関する知識を熟知したものであること

＜講師として日本国内での豊富な実績を保有していること＞

次のようなものを指す。

- (ウ) おおむね 20 名程度の社外受講者を対象とした日本国内での講義実績を有する
- (エ) グループディスカッションを含む講習実績またはコンサルティングの実績を有し、講師としてのファシリテーション能力を保有している

【ポイント】

- ・ 講師の保有スキル、資格、実績を示すこと。また、講師は、次のいずれかの者であること。
 - ① 応募する講習を行う者（以下「実施主体」という。）に所属する者
 - ② 実施主体と秘密保持契約（NDA）を含む契約を締結している組織に所属する者
 - ③ 実施主体と秘密保持契約（NDA）を含む契約を締結している者

(5) 講師補助者の配置

規則第 34 条第 2 項

五 実習、実技、演習又は発表その他実践的な方法による特定講習にあっては、前号の講師のほか、特定講習の実施に必要な人数の講師の補助者を配置すること。

講習の品質を確保し到達目標を達成するために、受講人数に応じて補助者を配置する必要がある。講師補助者は、講師からの指示に従って対応できる者とする。

【ポイント】

- ・到達目標を達成するために必要な数の講師補助者を配置し、受講者に対し到達度のフィードバックをするなど、的確な体制を整えることが必要である。
- ・講師補助者の配置基準、講師補助者の選定条件、講師補助者決定プロセス、講習開始時点で確保予定の講師補助者数を示すこと。

(6) 講習に使用する教材

規則第 34 条第 2 項

六 科目に応じた適切な内容の教材を用いること。

応募する講習は、「(1)-1 特定講習の範囲、時間」の対象分野に応じ、「(1)-2 講習対象科目」について実施するものであり、当該講習において設定した講習の到達目標、修得できる知識・技能に応じたカリキュラム内容を効果的に理解する適切な教材を用いること。

【ポイント】

- ・特定講習の対象分野・科目に関係する実務経験等を有する者（以下「監修者」という。）が、講習の監修等（講習プログラム・教材・講師の決定や修了評価、講習の評価・改善）に関与することが必要である。また、(8)-4 に示す欠格事由のいずれかに該当するなど、当該講習の監修者として明らかに不適格でないことが必要である。
- ・教材については、必ずしも全て独自開発する必要はないが、市販教材等を使用する場合は、具体的な教材の活用方法を明示するとともに、当該カリキュラム内容の理解を促す上で不足している内容をレジメ等の資料により補う等、知識・技能を効果的に修得できる工夫をすること。
- ・講習で使用する教材（市販のものを除く）については、実施主体が著作権を有している又はその承諾を受けていることを示すこと。実施主体以外の者が開発した教材を使用しようとするときは、当該者との契約内容等を明示すること。
- ・講習で使用する教材及び演習実施内容を示す資料等のすべてを提出すること。特にシステムを利用した演習については、演習課題の内容や回答例を示すこと。

(7) 講習実施計画

規則第 34 条第 2 項

七 特定講習を実施する者の職員、特定講習の実施の方法その他の事項についての特定講習の実施に関する計画が特定講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

講習実施計画には、実施体制、実施方法等、適正かつ確実に実施するために必要な事項が記述されていること。

また、講師と受講者が双方向のコミュニケーションがとれること、受講状況を適切に管理する仕組み等を設けることが必要である。

【ポイント】

- ・講習実施計画には、次の事項を含むこと。
 - ① 講習の計画、実施、評価及び改善について記述されていること
 - ② 講習の計画においては、開始時期が明確にされているものであること
 - ③ 実施体制として、担当講師、担当事務局を含み業務内容及び各担当者の責任、適正な講習運営に必要なリソースとその確保等について記述されていること
 - ④ 実施方法として、講習名、講習目的、講習範囲、講習内容、講習形態、実施環境（リモート形式の場合はその環境、実機での演習を含む場合は演習環境を含む）、スケジュール、使用教材、実施時期・実施回数及び開催都市、受講費用等が記述されていること
 - ⑤ 当該講習に関する公表事項、予定、公表先について記述されていること
 - ⑥ 講師と受講者が双方向でコミュニケーションをとる仕組みについて記述されていること
 - ⑦ 受講状況の適切な管理を行うため、LMS（Learning Management System）などにより、受講履歴を確認できる仕組みについて記述されていること
- ・講習運営における緊急対応（地震・洪水・台風・降雪などの自然災害をはじめ、停電・火災・システムトラブル・感染症の流行などの非常時、及び、公共交通機関の遅延など）が定められており、定期的に見直されていること。
 - ① 講習実施者は、講習の提供に関連する事業の継続性を確実なものとするため、リスク管理を実施し、文書により記録すること
 - ② 講習実施が継続できなくなる主な原因を把握し、各リスクに対応するための適切な対応・改善方策を講じる手順を確立し、マニュアル等で定め運用すること。
- ・講習実施計画として必要な事項①から⑦を示すとともに、緊急対応の①②が確認できる資料を提出すること。

(8) 事業遂行能力

規則第 34 条第 2 項

八 特定講習を実施する者が前号の当該講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。

(8)-1 事業の遂行能力

特定講習は、登録セキスぺが登録の更新をするために受講が義務付けられている講習の 1 つであり、講習実施計画を適正かつ確実に実施することが必要なため、応募する講習を継続的に安定して遂行する能力が求められる。このため、次の事項が必要である。

(ア) 法人格を有すること

実施主体は、複数の事業者等から構成することも可能だが、その場合、(8)-2 及び (8)-3 の事項については、当該講習の応募及び実施にあたって中心的な役割と責任を担う法人等に対して適用される。また、複数の事業者等から構成する場合においては、企業の他、専門領域に精通する特定メンバーから構成される団体等を含む。なお、個人としての応募は不可である。

(イ) 応募する講習と同じ課程の講習が、原則として、最近の年度において実施されたことがあるものであること

(ウ) 応募する講習に限らず、実施主体が講習事業を開始した日以降、応募の日までに定款等に記載の営業年度で実際に 1 営業年度以上の事業実績を有し、かつ、その間に安定して運営されている実績を有していること

(エ) 応募する講習を適切に行うために必要な体制が整備されていると認められるものであること

- i 当該講習の適正な実施に係る管理体制が整備されていること
- ii 一般的な事務処理能力及び経理処理能力を有していること
- iii 当該講習を適切に実施するために必要な人員が確保されていること

(オ) 応募する講習を適切に行うために必要な、次の責任者又は組織・担当者が置かれていると認められるものであること

- i 当該講習の適正な実施の管理に関する責任者
 - ii 当該講習の受講申込管理の事務等を適正に実施する組織・担当者
 - iii 受講者からの手続等に関する問い合わせ等に対応する組織・担当者
 - iv 苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に実施する組織・担当者
- なお、iii、iv の問い合わせ窓口については、公表すること

(カ) 応募する講習の実施に関して取得した個人情報データを適正に取り扱う能力及び体制を有していると認められるものであること

- i プライバシーマーク又は I SMS 認証が取得されていること
- ii 上記を取得していない場合、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を定め、一般に公開していること

- (キ) 当該講習を適切に行うために(4)を満たす経験や能力を持つ講師を有すると認められるものであること
- (ク) やむを得ない事情により予定された講師が出講できなくなる場合に備え、代理の講師を選定し、対応できる体制を有していること
- (ケ) 特定講習の適正な実施を確保するため、対象となった講習が、提出された講習実施計画通りに実施されているかなどについて、経済産業省が行う調査及び報告又は文書の提出の求め等に対して、適切に協力する者であるとともに、経済産業省の指導及び助言に従う者であること

【ポイント】

- ・受講者からの問い合わせや添削指導などを外部委託するなど、主体的な講習運営実施者とみなせない場合は対象とされない。ただし、主体的な講習運営実施者とみなせる範囲での外部委託は可能である。例えば、講習運営実施者が行う場合と同程度の質の確保をすることを条件に外部委託する場合、具体的には、問い合わせ対応の内容のうち定型的なものについて回答マニュアル等を作成し、その内容を回答することを外部委託する、又は、添削のうちマニュアルの作成で一義的に対応が可能な部分について外部委託する等をいう。
- ・上記(エ) i の「当該講習の適正な実施に係る管理体制が整備されていること」には、次の対策を含むこと。
 - ① いずれの講習形態においても、講習実施時に、適切な方法により受講者の本人確認及び登録セキスぺの登録番号の確認を行い、受講者のなりすましを防止する対策をとること。
 - ② いずれの講習形態においても、受講者が途中で講習を離脱することがないように、対策をとること。

(8)-2 経理的基礎

講習実施計画を適正かつ確実に実施するためには、「経理的基礎」として、実施主体に次の事項が必要である。

- (ア) 直近事業年度3年間のうち、原則として、当期純利益が連続して赤字となる事業年度がないこと
- (イ) 当該講習を継続的に安定して遂行できる財務基盤を有していること

(8)-3 技術的基礎

講習実施計画を適正かつ確実に実施するためには、「技術的基礎」として、実施主体に講習を適切に行うための設備を備えていることが必要である。

- (ア) 当該講習を実施するために必要な会場及び机・椅子等の設備
- (イ) パソコン等の必要な機器
- (ウ) リモート形式での講習の場合、使用を予定する機器及びシステム等
- (エ) その他、当該講習の実施において使用が予定されている機材等

【ポイント】

- ・上記(8)-1～(8)-3 の事項は、原則として、当該講習の開始時点ではなく、応募時点で満たされていることが必要である。

(8)-4 欠格事由

特定講習の適正な運営を目的とし、明らかに不適正な実施主体を対象としないものとする。
次に該当するものがある場合は、欠格とする。

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (イ) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (エ) 破産者で復権を得ない者
- (オ) 役員のうちに(ア)から(エ)のいずれかに該当する役員がいる者
- (カ) その他、講習を実施させることが不適当であると認められる者

【ポイント】

- ・実施主体が複数の事業者等から構成される場合は、(8)-1～(8)-3 の事項とは異なり、実施主体を構成するすべての事業者等に対して適用する。
- ・「(カ)その他、講習を実施させることが不適当であると認められるもの」とは、例えば、次の者とする。
 - ① 法の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - ② 納付すべき所得税、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、都民税、特別区民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料等の納付が適正に行われていない者
 - ③ 公序良俗に反する事業や活動を行っている者
 - ④ 社会通念上著しく信用を失墜している者
 - ⑤ 当該講習の運営における不適正な行為等により本制度の対象から取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者

(9) 実施状況等の報告

規則第 34 条第 2 項

九 特定講習を実施する者が当該講習の実施状況について、経済産業大臣（機構が登録事務を行う場合にあっては、機構。）に報告する体制を有すること。

特定講習を実施する者が当該講習の実施状況について、経済産業大臣（機構が登録事務を行う場合にあっては、機構）に報告する体制を有していることが必要である。

特定講習を実施する者は、定期的（月次、及び年度終了後）に、実施状況報告書の提出が必要である。また、報告事項についての問い合わせに応じられるよう、3年間情報の保管を行うこと。

(10) 受講対象者

規則第 34 条第 2 項

十 特定講習を受ける者に、当該講習を実施する者、その関係者が雇用する者又は当該講習を実施する者若しくはその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。

特定講習は、登録セキスぺが個々のキャリアパスに応じて、受講した分野を選択して受講できる制度であることから、当該講習を実施する者、その関係者が雇用する者又は当該講習を実施する者若しくはその関係者と密接な関係を有する者に限定して募集することはできない。

また、受講対象者に対し公平に計画等を公表し、適切に講習を選択できるよう、ホームページ等に、開催予定、開催場所等を公表し申込ができるようにすることが必要である。

(11) その他

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたこと踏まえ、講習の環境等を整備することが必要である。

※障害者差別解消法の改正内容の詳細は、内閣府のホームページを参照

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

5 応募に必要な手続

5-1 応募に係る手続等

- (1) 応募書類等は、経済産業省のホームページで公表します。
- (2) 応募された講習の審査は、「4-1 特定講習の基準」に基づき、外部有識者や専門的な知見を有する機関の協力のもと、経済産業省が審査を実施します。
- (3) 経済産業大臣が定めた講習については、経済産業省及びIPAのホームページで公表します。

6 特定講習の対象期間中の手続、対象からの取消等

6-1 対象期間

特定講習の対象講習として、開講できる期間は、特定講習の対象となった日（原則4月1日）から3年間となります。

【留意点】

- ① 対象期間中に、対象となった講習の変更又は廃止をしようとする場合は、「6-2 変更等の届け出」に従うものとする
- ② 対象期間終了後、当該講習について引き続き特定講習の対象となることを希望する場合は、最終年度の応募期間内に、新規案件と同様の手続を行う必要がある
- ③ 「6-2 変更等の届け出」に基づく変更等により、「4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項」の(1)-1から(1)-4及び(2)において、変更前後の講習が同一であると認められない場合は、再度応募の手続を行う必要がある
- ④ 今後の制度改正等に伴い、特定講習の対象となる期間の終了日に変更が生じる場合がある

6-2 変更等の届け出

実施主体は、特定講習の対象となった講習を変更（軽微な変更を除く）又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を経済産業省に届け出ることが必要です。

ただし、目標とするレベル、対象分野、教材、カリキュラムの変更などにより、「4-1 特定講習の基準」に照らし、変更前後の講習が同一であると認められない変更は、原則として、認められません。なお、次に示す項目の変更については、必ず届け出ることが必要です。

- ・ 法人名、所在地、担当者及び連絡先、実施体制
- ・ 講習の名称、講習形態
- ・ 担当講師
- ・ その他、経済産業省が指示した場合

【留意点】

- ① 当該講習内容等の変更により、「４－１ 特定講習の基準」に照らし、変更前後の講習が同一であると認められない場合は、再度特定講習の対象として定められることが必要となることがある
- ② 特定講習の対象となった講習の内容が変更されたことにより、「４－１ 特定講習の基準」を満たさなくなると認められる場合は、当該対象から取り消されることがある
- ③ 実施主体が、対象となった講習を廃止しようとするときは、当該講習を受講中の受講者に対して必要な代替措置をとらせ、受講者が当該講習の定める到達目標に到達できるようにすることが必要である

6－3 対象からの取消し等

特定講習の適正な実施を確保するために、経済産業省が必要と判断した際には、調査及び報告若しくは文書の提出を求め又は指導及び助言を行う場合があります。次の事由に該当する場合は、対象となった講習を対象から取り消す場合があります。

- (ア) 「４－１ 特定講習の基準」を満たさなくなった場合
- (イ) 「６－２ 変更等の届け出」に基づき、実施主体から対象となった講習の廃止に係る届け出があった場合
- (ウ) 「６－２ 変更等の届け出」に基づく、当該講習の実施内容の変更等により、実施主体が、「４－１ 特定講習の基準」を満たさなくなると認められる場合
- (エ) 応募時に提出された書類によらないで講習が実施された場合
- (オ) 特定講習に関する次の不適切な行為等が判明した場合
 - i 当該講習に関して実施主体が提出した書類（応募時の書類を含む。）において、虚偽の記載、若しくは重要な事実の記載の欠如などの不正な行為があったことが判明した場合
 - ii 当該講習の実施に必要な事務を故意に怠った又は不適切に行った場合
 - iii 当該講習の内容等に関する変更について必要な手続を故意に行わなかった場合
 - iv 当該講習の実施状況等について必要な報告を故意に怠った場合又は虚偽の報告を行った場合
 - v 当該講習に関する実施状況の確認又は経済産業大臣からの報告の求めに合理的な理由なく応じなかった場合
 - vi 当該講習に関して経済産業省が行う確認及び調査等を忌避した場合又は経済産業省の指導及び助言等に従わなかった場合
 - vii その他、当該講習に関して、不適切な運営や不正等が認められる場合

また、上記(オ)に該当し、対象からの取消しを受けた者は、当該取消しの日から起算して５年間は特定講習の対象となることができません。

7 特定講習に関する情報発信

特定講習の対象となった講習の実施主体等が、当該講習について対外的に発信する際は、「情報処理安全確保支援士『特定講習』」である旨を明記してください。

(参考1) 参照条文

○情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）

(受講義務)

第二十六条 情報処理安全確保支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習（第二十八条において「機構の講習」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるもの（同条において「特定講習」という。）を受けなければならない。

○情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）

(講習)

第34条第2項

特定講習は、次の各号のいずれにも該当する講習として経済産業大臣が定めるものとする。

- 一 第二条第一項第二号及び第三号に掲げる支援士試験の科目（以下この項において単に「科目」という。）に係る内容を行うものとし、特定講習の総時間数は、六時間以上とすること。
- 二 半分以上の内容を実習、実技、演習又は発表その他実践的な方法により行うこと。
- 三 修得することが求められる知識又は技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこと。
- 四 講師は、科目について効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者であること。
- 五 実習、実技、演習又は発表その他実践的な方法による特定講習にあつては、前号の講師のほか、特定講習の実施に必要な人数の講師の補助者を配置すること。
- 六 科目に応じた適切な内容の教材を用いること。
- 七 特定講習を実施する者の職員、特定講習の実施の方法その他の事項についての特定講習の実施に関する計画が特定講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 八 特定講習を実施する者が前号の当該講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 九 特定講習を実施する者が当該講習の実施状況について、経済産業大臣（機構が登録事務を行う場合にあっては、機構。）に報告する体制を有すること。
- 十 特定講習を受ける者に、当該講習を実施する者、その関係者が雇用する者又は当該講習を実施する者若しくはその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。

(参考2) 応募様式等

< 応募書様式等 >

- ・ 情報処理安全確保支援士制度 特定講習 応募時提出物一覧・チェックリスト (総括表)
- ・ 情報処理安全確保支援士制度 特定講習 応募時提出物一覧・チェックリスト (個票)
- ・ 応募書 : 「情報処理安全確保支援士制度」における特定講習の応募について
- ・ 様式第1号 (Excel) : 情報処理安全確保支援士制度 特定講習の応募様式 (総括票)
- ・ 様式第2号 (Excel) : 情報処理安全確保支援士制度 特定講習の応募様式 (個票)
- ・ 様式第3号 (Excel) : 情報処理安全確保支援士制度 特定講習の応募様式 (講師・監修者経歴書)

< 対象となった後の手続 >

- ・ 「特定講習」実施状況報告書 (月次)
- ・ 「特定講習」実施状況報告書 (年度)
- ・ 「特定講習」受講者アンケート
- ・ 様式第4号 (Excel) : 情報処理安全確保支援士制度 特定講習 変更届
- ・ 様式第5号 (Excel) : 情報処理安全確保支援士制度 特定講習 廃止届

《別表1》

ITS+（セキュリティ領域）と「情報処理安全確保支援士試験（レベル4）シラバス」の対応

ITS+（セキュリティ領域） 分野		関連タスク例	情報処理安全確保支援士試験（レベル4） シラバス大項目
戦略 マネジ メント 層	デジタルシステム ストラテジー	デジタル事業戦略立案、システム企画、要件定義・仕様書作成、プロジェクトマネジメント 等	1. 情報セキュリティマネジメントの推進又は支援 に関すること
	セキュリティ監査	セキュリティ監査、報告・助言 等	
	セキュリティ統括	セキュリティ教育・普及啓発、セキュリティ関連の講義・講演、セキュリティリスクアセスメント、セキュリティポリシー・ガイドラインの策定・管理・周知、警察・官公庁等対応、社内相談対応、インシデントハンドリング 等	
実務者・ 技術者 層	デジタルシステム アーキテクチャ	セキュアシステム要件定義、セキュアシステムアーキテクチャ設計、セキュアソフトウェア方式設計、テスト計画 等	2. 情報システムの企画・設計・開発・運用でのセ キュリティ確保の推進又は支援に関すること
	デジタルプロダクト開発※	基本設計、詳細設計、セキュアプログラミング、テスト・品質保証、パッチ開発 等	
	デジタルプロダクト運用※	構成管理、運用設定、利用者管理、サポート・ヘルプデスク、脆弱性対策・対応、インシデントレスポンス 等	2. 情報システムの企画・設計・開発・運用でのセ キュリティ確保の推進又は支援に関すること 3. 情報及び情報システムの利用におけるセキュリ ティ対策の適用の推進又は支援に関すること 4. 情報セキュリティインシデント管理の推進又は 支援に関すること
	脆弱性診断・ ペネトレーションテスト	脆弱性診断、ペネトレーションテスト 等	
	セキュリティ監視・運用	セキュリティ製品・サービスの導入・運用、セキュリティ監視・検知・対応、インシデントレスポンス、連絡受付 等	
	セキュリティ調査分析・ 研究開発	サイバー攻撃捜査、原因究明・フォレンジック、マルウェア解析、脅威・脆弱性情報の収集・分析・活用、セキュリティ理論・技術の研究開発、セキュリティ市場動向調査 等	

※「プロダクト」には、必ずしも物理的な形をもつ製品に限らずソフトウェアやネットワーク経由でのサービス提供等の形態を含む。

《別表 2》

情報処理安全確保支援士試験（レベル 4）シラバス

科 目（※2）	項 目	科 目（※2）	項 目
1. 情報セキュリティマネジメントの推進又は支援に関すること	1-1 情報セキュリティ方針の策定	3. 情報及び情報システムの利用におけるセキュリティ対策の適用の推進又は支援に関すること	3-1 暗号利用及び鍵管理
	1-2 情報セキュリティリスクアセスメント		3-2 マルウェア対策
	1-3 情報セキュリティリスク対応		3-3 バックアップ（※1）
	1-4 情報セキュリティ諸規程の策定		3-4 セキュリティ監視並びにログの取得及び分析
	1-5 情報セキュリティ監査		3-5 ネットワーク及び機器のセキュリティ管理
	1-6 情報セキュリティに関する動向・事例の収集と分析		3-6 脆弱性への対応
	1-7 関係者とのコミュニケーション（※1）		3-7 物理的及び環境的セキュリティ管理（※1）
2. 情報システムの企画・設計・開発・運用でのセキュリティ確保の推進又は支援に関すること	2-1 企画・要件定義（セキュリティの観点）		3-8 アカウント管理及びアクセス管理（※1）
	2-2 製品・サービスのセキュアな導入		3-9 人的管理（※1）
	2-3 アーキテクチャの設計（セキュリティの観点）		3-10 サプライチェーンの情報セキュリティの推進
	2-4 セキュリティ機能の設計・実装		3-11 コンプライアンス管理（※1）
	2-5 セキュアプログラミング	4. 情報セキュリティインシデント管理の推進又は支援に関すること	4-1 情報セキュリティインシデントの管理体制の構築
	2-6 セキュリティテスト		4-2 情報セキュリティ事象の評価
	2-7 運用・保守（セキュリティの観点）		4-3 情報セキュリティインシデントへの対応
	2-8 開発環境のセキュリティ確保		4-4 証拠の収集及び分析

（※1）同科目の中の他の項目と組み合わせて実施すること

（※2）上記の表の「科目」は、「情報処理安全確保支援士試験（レベル 4）シラバス」においては、大項目と対応